

第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A-1 次の記述は、無線局の予備免許の付与について述べたものである。電波法（第8条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、電波法第7条（申請の審査）の規定により審査した結果、その申請が同条の規定に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。
- (1) A
- (2) B
- (3) 呼出符号（標識符号を含む。）、呼出名称その他の総務省令で定める識別信号
- (4) C
- (5) 運用許容時間
- ② 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、①の(1)の A を延長することができる。

A	B	C
1 工事着手の期限	送信装置の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	空中線電力
2 工事落成の期限	送信装置の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	実効 ^{ふく} 輻射電力
3 工事落成の期限	電波の型式及び周波数	空中線電力
4 工事着手の期限	電波の型式及び周波数	実効 ^{ふく} 輻射電力

A-2 次に掲げる場合のうち、総務省令で定める場合を除き、免許人が変更検査（電波法第18条の検査をいう。）を受け、その検査に合格した後でなければ、変更等に係る部分を運用してはならないときに該当するものはどれか。電波法（第18条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第17条（変更等の許可）の規定により、通信の相手方又は通信事項の変更の許可を受けたとき。
- 2 電波法第19条（申請による周波数等の変更）の規定により、識別信号の指定の変更を申請し、その指定の変更を受けたとき。
- 3 電波法第20条（免許の承継）の規定により、免許人の地位を承継し、又は総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継したとき。
- 4 電波法第17条（変更等の許可）の規定により、無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受け、当該変更又は工事を行ったとき。

A-3 次の記述は、無線局の免許の承継について述べたものである。電波法（第20条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許人について相続があったときは、その相続人は、 A 。
- ② 船舶局のある船舶又は無線設備が遭難自動通報設備若しくはレーダーのみの無線局のある船舶について、船舶の所有権の移転その他の理由により船舶を B に変更があったときは、変更後船舶を B は、 A 。
- ③ ②の規定は、航空機局若しくは航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）のある航空機又は無線設備がレーダーのみの無線局のある航空機に準用する。
- ④ ①から③までの規定により免許人の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を総務大臣に C なければならない。

A	B	C
1 総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる	運行する者	申し出て検査を受け
2 総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる	所有する者	届け出
3 免許人の地位を承継する	運行する者	届け出
4 免許人の地位を承継する	所有する者	申し出て検査を受け

A-4 次の記述は、義務船舶局等の無線設備を設ける場所の要件について述べたものである。電波法（第34条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備は、次の(1)から(3)までに掲げる要件に適合する場所に設けなければならない。ただし、総務省令で定める無線設備については、この限りでない。

- (1) 当該無線設備の操作に際し、機械的原因、電気的原因その他の原因による妨害を受けることがない場所であること。
- (2) 当該無線設備につきできるだけ A することができるように、その場所が当該船舶において可能な範囲で B にあること。
- (3) 当該無線設備の機能に障害を及ぼすおそれのある C であること。

A	B	C
1 安全を確保	航海船橋に近い位置	振動及び衝撃が少ない場所
2 安全を確保	高い位置	水、温度その他の環境の影響を受けない場所
3 効果的な運用を確保	航海船橋に近い位置	水、温度その他の環境の影響を受けない場所
4 効果的な運用を確保	高い位置	振動及び衝撃が少ない場所

A-5 無線従事者の免許等に関する次の記述のうち、電波法（第41条、第42条及び第79条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者になろうとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。
- 2 総務大臣は、無線従事者が不正な手段により免許を受けたときは、その免許を取り消すことができる。
- 3 総務大臣は、電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）第1項の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消の日から5年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
- 4 総務大臣は、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その免許を取り消し、又は3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。

A-6 次の記述は、海上移動業務の無線局における免許状に記載された事項の遵守について述べたものである。電波法（第53条及び第54条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局を運用する場合においては、 A 、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、 B については、この限りでない。
- ② 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)の定めるところによらなければならない。ただし、 B については、この限りでない。
 - (1) 免許状に記載された C こと。
 - (2) 通信を行うため必要最小のものであること。

A	B	C
1 無線設備の設置場所	遭難通信	ものの範囲内である
2 無線設備の設置場所	遭難通信、緊急通信又は安全通信	ところによる
3 無線設備の工事設計	遭難通信、緊急通信又は安全通信	ものの範囲内である
4 無線設備の工事設計	遭難通信	ところによる

A-7 次に掲げる場合のうち、入港中の船舶の船舶局を運用することができる場合に該当しないものはどれか。電波法施行規則（第37条）及び無線局運用規則（第40条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線機器の試験又は調整をするために通信を行う場合
- 2 中短波帯又は短波帯の周波数の電波により船舶の航行に関する通信を行う場合
- 3 総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査に際してその運用を必要とする場合
- 4 15.6MHzを超え15.745MHz以下の周波数帯の周波数の電波により港務用の無線局との間で港内における船舶の交通に関する通信を行う場合

A-8 義務船舶局等の時計の時刻の照合、無線設備の機能試験及び電源用蓄電池の充電に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第3条、第5条、第6条及び第8条の2）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局に備え付けておかなければならない時計は、その時刻を毎日1回以上中央標準時又は協定世界時に照合しておかなければならない。
- 2 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備の補助電源用蓄電池は、その船舶の航行中は、毎日十分に充電しておかなければならない。
- 3 義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の航行中毎日1回以上、当該無線設備によって通信連絡を行い、その機能を確認しておかなければならない。
- 4 義務船舶局の遭難自動通報設備は、1年以内の期間ごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確認しておかなければならない。

A-9 次の記述は、海上移動業務における無線電話通信の一般通信方法について述べたものである。無線局運用規則（第16条、第21条、第22条、第18条及び第58条の11）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線電話通信における通報の送信は、 A 行わなければならない。
- ② 呼出しは、 B をおいて2回反復することができる。呼出しを反復しても応答がないときは、少なくとも3分間の間隔をおかなければ、呼出しを再開してはならない。
- ③ 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、 C ならない。

A	B	C
1 語辞を区切り、かつ、明りょうに発音して	2分間の間隔	直ちにその呼出しを中止しなければ
2 受信者が筆記できる程度の速さで	1分以上の間隔	直ちにその呼出しを中止しなければ
3 受信者が筆記できる程度の速さで	2分間の間隔	その空中線電力を低減して、呼出しを行わなければ
4 語辞を区切り、かつ、明りょうに発音して	1分以上の間隔	その空中線電力を低減して、呼出しを行わなければ

A-10 船舶局が遭難通信を行う場合に関する次の記述のうち、電波法（第53条及び第54条）及び無線局運用規則（第71条及び第76条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難呼出しは、特定の無線局にあててはならない。
- 2 遭難通信を行う場合においては、免許状に記載された空中線電力の範囲を超えて運用することができる。
- 3 遭難通信を行う場合においては、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。
- 4 遭難警報若しくは遭難警報の中継の送信、遭難呼出し又は遭難通報の送信は、その船舶の責任者の命令がなければ行うことができない。

A-11 次の記述は、安全通信について述べたものである。電波法（第52条及び第68条）及び無線局運用規則（第99条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 安全通信とは、 A 安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- ② 海岸局等（注）は、速やかに、かつ、確実に安全通信を取り扱わなければならない。
注 海岸局等とは、海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局をいう。以下同じ。
- ③ 海岸局等は、安全信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が B その安全通信を受信しなければならない。
- ④ 海岸局等において、安全信号又は電波法施行規則第36条の2（遭難通信等）第3項に規定する方法により行われた無線通信を受信したときは、遭難通信及び緊急通信を行う場合を除くほか、これに混信を与える一切の通信を中止して直ちにその安全通信を受信し、必要に応じてその要旨をその C に通知しなければならない。

A	B	C
1 船舶又は航空機が急迫の危険に陥るおそれがある場合に	自局に関係のないことを確認するまで	海岸局、海岸地球局、船舶局又は船舶地球局の責任者
2 船舶又は航空機が急迫の危険に陥るおそれがある場合に	終了するまで	海岸局、海岸地球局又は船舶の責任者
3 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために	終了するまで	海岸局、海岸地球局、船舶局又は船舶地球局の責任者
4 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために	自局に関係のないことを確認するまで	海岸局、海岸地球局又は船舶の責任者

A-12 緊急通信の取扱いに関する次の記述のうち、電波法（第67条）及び無線局運用規則（第93条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。
- 2 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が自局に関係がないことを確認するまでの間（モールス無線電信又は無線電話による緊急信号を受信した場合は、少なくとも3分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- 3 モールス無線電信又は無線電話による緊急信号を受信した海岸局、船舶局又は船舶地球局は、緊急通信が行われないか又は緊急通信が終了したことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。
- 4 海岸局又は船舶局は、自局に関係のある緊急通報を受信したときは、直ちにその海岸局又は船舶局の責任者に通報するとともに無線局運用規則第59条（各局あて同報）の規定により通信可能の範囲内にあるすべての無線局にその緊急通報を送信しなければならない。

A-13 次の無線局のうち、遭難警報に係る遭難通信の宰領を行う無線局に該当するものはどれか。無線局運用規則（第83条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難船舶局
- 2 遭難通報を送信した無線局
- 3 海上保安庁の無線局又はこれから遭難通信の宰領を依頼された無線局
- 4 遭難船舶局又は遭難通報を送信した無線局から遭難通信の宰領を依頼された無線局

A-14 無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、総務大臣からどのような処分を受けることがあるか。電波法（第79条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 3箇月以内の期間を定めて無線従事者が無線設備を操作する範囲を制限する処分を受けることがある。
- 2 3箇月以内の期間を定めて無線従事者がその業務に従事することを停止する処分を受けることがある。
- 3 3箇月以内の期間を定めてその無線従事者が従事する無線局の運用を制限する処分を受けることがある。
- 4 6箇月以内の期間を定めてその無線従事者が従事する無線局の運用を停止する処分を受けることがある。

A-15 次の記述は、総務大臣による周波数等の変更命令について述べたものである。電波法（第71条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、 A 必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局（登録局を除く。）の B の指定を変更し、又は登録局の B 若しくは C の変更を命ずることができる。
- ② ①により C の変更の命令を受けた免許人は、その命令に係る措置を講じたときは、速やかに、その旨を D 。

A	B	C	D
1 電波の規整 その他公益上	周波数若しくは空中線電力	人工衛星局の無線設備の設置場所	総務大臣に報告しなければならない
2 電波の規整 その他公益上	電波の型式、周波数若しくは空中線電力	無線局の無線設備の設置場所	無線業務日誌に記載しなければならない
3 混信の除去 その他特に	電波の型式、周波数若しくは空中線電力	無線局の無線設備の設置場所	無線業務日誌に記載しなければならない
4 混信の除去 その他特に	周波数若しくは空中線電力	人工衛星局の無線設備の設置場所	総務大臣に報告しなければならない

A-16 無線局の運用に関する次の事項のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、国際航海に従事する船舶の義務船舶局の無線業務日誌に記載しなければならない事項に該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容
- 2 無線局運用規則第6条に規定する義務船舶局等の無線設備の機能試験及び同規則第7条に規定する双方向無線電話の機能試験を行ったときは、その結果の詳細
- 3 外国において、当該外国の主管庁の検査を受けたときは、その事実及び概要並びに当該検査において指示を受けたときは、その指示に対する措置の概要
- 4 通信のたびごとに、遭難通信、緊急通信及び安全通信の概要（遭難通信については、その全文）並びにこれに対する措置の内容

A-17 次の記述は、虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第47条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

構成国は、虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号の伝送又は流布を防ぐために有用な措置をとること並びにこれらの信号を発射する A 探知し及び B ために協力することを約束する。

A	B
1 いかなる局についても	識別する
2 いかなる局についても	発射を禁止する措置をとる
3 自国の管轄の下にある局を	識別する
4 自国の管轄の下にある局を	発射を禁止する措置をとる

A-18 次の記述は、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）における遭難通信について述べたものである。無線通信規則（第32条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 遭難警報又は遭難呼出しの送信は、移動体又は人が重大かつ急迫な **A**、即時の救助を求めていることを示す。
- ② 遭難警報は、一般通信チャネルにおいて **B**、若しくは地球から衛星向けの衛星EPIRBのために留保された遭難及び安全のための専用の周波数のいずれかで、衛星を経由して、又はデジタル選択呼出しのためにMF帯、HF帯及びVHF帯で指定された遭難及び安全のための周波数で送信する。
- ③ 遭難警報又は遭難呼出し及びそれに続く遭難通報は、移動局又は移動地球局を有する船舶、航空機その他の移動体の責任者の命令によってのみ送信する。
- ④ MF帯、HF帯及びVHF帯の遭難及び安全のための周波数で送信された遭難警報又は遭難呼出しを受信したすべての局は、 **C**、それに続く遭難通信に備える。
- ⑤ 遭難警報又は遭難呼出しを受信した船舶局又は船舶地球局は、できる限り速やかに、船舶の **D** にその遭難警報の内容を通報する。

	A	B	C	D
1	危険にさらされており	絶対的な優先順位で	遭難通信に混信を与えるおそれのあるいかなる送信も直ちに中止し	指揮者又は責任者
2	危険にさらされ、又はさらされるおそれがあり	他の通信と区別することなく自動接続で	いかなる送信も中止し	指揮者又は責任者及び救助調整本部
3	危険にさらされており	他の通信と区別することなく自動接続で	遭難通信に混信を与えるおそれのあるいかなる送信も直ちに中止し	指揮者又は責任者及び救助調整本部
4	危険にさらされ、又はさらされるおそれがあり	他の通信と区別することなく自動接続で	いかなる送信も中止し	指揮者又は責任者
5	危険にさらされており	絶対的な優先順位で	遭難通信に混信を与えるおそれのあるいかなる送信も直ちに中止し	指揮者又は責任者及び救助調整本部

A-19 次の記述は、局の検査について述べたものである。無線通信規則（第49条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 船舶局又は船舶地球局が寄航する国の政府又は権限のある主管庁は、検査のため、 **A** の提示を要求することができる。 **B** は、この検査が容易となるようにしなければならない。 **A** は、要求に際して提示することができるように保管していなければならない。 **A** 又はこれを発給した当局が認証したその謄本は、できる限り、常に局内に掲示しておくものとする。
- ② **A** が提示されないとき又は明白な違反が認められるときは、政府又は主管庁は、無線設備が無線通信規則によって課される条件に適合していることを自ら確認するため、その **C** ことができる。

	A	B	C
1	無線通信規則に適合する旨の証明書	局の通信士又は責任者	設備に係る資料の提示を求める
2	無線通信規則に適合する旨の証明書	船舶の責任者	設備を検査する
3	許可書	局の通信士又は責任者	設備を検査する
4	許可書	船舶の責任者	設備に係る資料の提示を求める

A-20 次の記述は、海上における人命の安全のための国際条約（附属書第4章 無線通信）が適用になる船舶の機能要件について述べたものである。同条約（附属書第4章 第4規則）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

船舶は、海上にある間、次の能力を有するものとする。

- (1) 第4章第8規則（無線設備（A1海域））1.1及び第10規則（無線設備（A1海域、A2海域及びA3海域））1.4.4.3に定める場合を除くほか、異なる無線通信業務を使用する少なくとも2の A 設備により、船舶から陸上への遭難警報を送信すること。
- (2) B を受信すること。
- (3) 船舶間の遭難警報を送信し及び受信すること。
- (4) 捜索及び救助のための調整に関する通信を送信し及び受信すること。
- (5) 現場の通信を送信し及び受信すること。
- (6) 位置の探知のための信号を送信し並びに第5章（航行の安全）第19規則（航海装置及び航海機器の搭載要件）2.3.2の規定に従ってその信号を受信すること。
- (7) C を送信し及び受信すること。
- (8) 第4章第15規則（保守要件）8の規定に従うことを条件として、陸上の無線体制又は無線通信網への一般無線通信を送信し及び当該無線体制又は無線通信網から一般無線通信を受信すること。
- (9) 船橋間通信を送信し及び受信すること。

A	B	C
1 互換性を有する	陸上から船舶への遭難警報	気象情報
2 互換性を有する	デジタル選択呼出装置による遭難警報	海上安全情報
3 分離し、かつ独立した	陸上から船舶への遭難警報	海上安全情報
4 分離し、かつ独立した	デジタル選択呼出装置による遭難警報	気象情報

B-1 次の記述は、船舶局の免許の申請について述べたものである。電波法（第6条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

船舶局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- (1) 目的 (2) 開設を必要とする理由 (3) 通信の相手方及び通信事項 (4) 無線設備の設置場所
- (5) ア 及び空中線電力 (6) 希望する イ
- (7) 無線設備(注)の工事設計及び ウ (8) 運用開始の予定期日

注 電波法第30条(安全施設)及び第32条(計器及び予備品の備付け)の規定により備え付けなければならない設備を含む。

- (9) その船舶に関する次の事項
 - ① エ ② 用途 ③ 総トン数 ④ 航行区域 ⑤ オ 港 ⑥ 信号符字
 - ⑦ 旅客船であるときは、旅客定員 ⑧ 国際航海に従事する船舶であるときは、その旨
 - ⑨ 船舶安全法第4条（無線電信又は無線電話施設の強制）第1項ただし書の規定により無線電信又は無線電話の施設を免除された船舶であるときは、その旨
 - ⑩ 電波法第35条（義務船舶局等の無線設備の条件）の規定による措置をとらなければならない船舶局であるときは、そのとることとした措置

1 電波の型式、周波数	2 電波の型式並びに希望する周波数の範囲	3 運用許容時間	4 運用義務時間
5 工事着手の予定期日	6 工事落成の予定期日	7 船舶の所有者	8 船舶の運行者
9 船籍	10 主たる停泊		

B-2 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、電波の型式の記号表示と電波の型式の内容が適合するものを1、電波の型式の記号表示と電波の型式の内容が適合しないものを2として解答せよ。

区分 番号	電波の型式 の記号	電波の型式		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
ア	F1D	角度変調で周波数変調	デジタル信号である単一チャンネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
イ	J2C	振幅変調で低減搬送波による単側波帯	デジタル信号である2以上のチャンネルのもの	ファクシミリ
ウ	J3E	振幅変調で低減搬送波による単側波帯	アナログ信号である単一チャンネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
エ	P0N	パルス変調で無変調パルス列	変調信号のないもの	無情報
オ	G1B	角度変調で位相変調	デジタル信号である単一チャンネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの	電信（聴覚受信を目的とするもの）

B-3 次の無線設備の操作のうち、電波法施行令（第3条）の規定に照らし、第二級総合無線通信士の資格の無線従事者が行うことのできるものを1、この無線従事者が行うことのできないものを2として解答せよ。

- ア 船舶地球局の無線設備の国際通信のための通信操作
- イ 船舶局の無線設備で空中線電力2キロワットのもの技術操作
- ウ 海上移動業務の無線局の無線設備の国内通信のための通信操作
- エ 放送局の無線設備で空中線電力500ワットのもの技術操作
- オ 船舶局の無線設備の国際通信のための通信操作（電気通信業務の通信のための通信操作を除く。）

B-4 次の記述は、海岸局及び船舶局の運用について述べたものである。電波法（第62条及び第63条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 船舶局の運用は、その に限る。ただし、 のみを運用するとき、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、 ことができる。
- ③ 船舶局は、 と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は について、 から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- ④ 海岸局は、常時運用しなければならない。ただし、総務省令で定める海岸局については、この限りでない。

- 1 船舶の航行中 2 船舶の航行中及び航行の準備中 3 受信装置 4 無線電話の送受信装置
- 5 その妨害を除去するために必要な措置をとることを求める 6 その運用の停止を命ずる 7 海岸局
- 8 海岸局又は船舶局 9 使用電波の型式若しくは周波数 10 使用電波の型式、周波数若しくは空中線電力

B-5 次に掲げる書類のうち、電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、国際航海に従事する船舶の国際通信を行う義務船舶局に備え付けておかなければならないものを1、これに備付けを要しないものを2として解答せよ。

- ア 無線従事者選解任届の写し
- イ 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧
- ウ 海上における人命の安全のための国際条約（付属書を含む。）
- エ 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則
- オ 船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（付属書を含む。）